

報告第5号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定により、訴訟に係る和解について、次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和8年9月16日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

1 事 件 名 令和8年（ワ）第90号
建物明渡等請求事件

2 当 事 者 原告 芽室町
被告 ●● ●●

3 和解概要

- （1）原告及び被告は、被告が立ち退きをして、原告に対し、本件物件を明渡し済みであることを確認する。
- （2）被告は、本件建物に残置した有体動産の所有権を放棄し、原告がこれを処分することに異議を述べない。
- （3）被告は、原告に対し、滞納家賃分などとして金59万8,723円の支払義務があることを認め、これを令和8年8月31日限り原告に持参又は送金して支払う。
- （4）原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
- （5）原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- （6）訴訟費用は各自の負担とする。

4 和解の日 令和8年8月21日

説 明

公営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めて訴えを提起したことについて、第1回口頭弁論までに当該住宅の明渡しが完了したことから、専決処分により和解条項案を提示し、和解が成立したものであります。